

掛川市教育委員会規則第5号

掛川市学校運営協議会規則をここに制定する。

平成30年10月1日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

## 掛川市学校運営協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、法第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 掛川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）別表1の表に掲げる小学校及び同表2の表に掲げる中学校ごとに協議会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する場合
- (2) 小学校及び当該小学校に在籍する多数の者が進学する中学校において、これら2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認めた場合

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第47条の6第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の6第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。）の校長
- (2) 対象学校の教職員
- (3) 学識経験を有する者

3 教育委員会は、法第47条の6第3項の規定による委員の任命に関する意見の申出があったときは、対象学校の校長から当該意見を聴くものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (服務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行
- (2) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動
- (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用する行為  
(基本的な方針)

第6条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の教育目標に関する事項
- (2) 対象学校の経営方針に関する事項

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営状況等について協議及び評価を行い、当該結果を毎年1回以上公表するものとする。

(意見聴取)

第8条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員任用に関する意見の対象となる事項)

第9条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、特定の個人に関する事項を除く。

- (1) 第6条第2項の基本的な方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項

2 前条の規定は、協議会が法第47条の6第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときについて準用する。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（議事の公開）

第12条 会議は、これを公開する。ただし、掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）第7条に規定する不開示情報を取り扱うときは、その全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（適正な運営の確保）

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指導及び助言にもかかわらず、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、委員の解任その他必要な措置を講ずるものとする。

（委員の解任）

第14条 教育委員会は、前条第2項の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条第1項に規定する義務に違反したとき。
  - (2) 第5条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。
  - (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
  - 3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な手続、準備その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。